

日本共産党の大名美恵子です。会派を代表し、請願第24-1「東海第二原子力発電所の再稼働を認めず、廃炉を求める意見書提出を求める請願書」について、委員長報告の不採択とすべきに反対し、請願に賛成の立場から討論を行います。

本請願は、茨城県母親大会連絡会による「東海第二原発の再稼働を認めず、廃炉を求める」請願です。請願者の説明では、母親大会は「生命を生み出す母親は、生命を育て、生命を守ることをのぞみます」をスローガンに毎年開かれているとのこと、母親の規定を「母性を持つすべての女性を対象にした呼び名」としているとのことでした。

また母親大会の起こりについては、アメリカがミクロネシアのマーシャル諸島内・ビキニ環礁で水爆実験を行った際、爆心地から150kmほど離れた所で操業していた日本のマグロ漁船「第五福竜丸」が死の灰を浴び、漁夫23名が被爆し、無線長の久保山愛吉さんが亡くなるという悲惨な事故を受け、平塚らいちょうらが「原水爆禁止のための訴え」を全世界に向けて送ったことがきっかけだったとの事でした。

私はまず、こうした背景を持つ団体が、3.11福島第1原発の過酷事故で16万人が避難というかつてない最悪の事態を目の当たりにし、このような請願を出されるのは余りに自然なことであると受け止めます。そして請願趣旨では、福島第1原発の過酷事故により茨城県内ほぼ全域が放射能汚染地帯となったこと、特に県南地域にはホットスポットが点在し子どもを持つ母親や妊産婦に計り知れない不安を与えたことを指摘し、二度と原発の過酷事故は起こさせてはならないとの強い意志が感じられます。

なかでも茨城県内立地の原電東海第二原発が、稼働30年を優に超えているにもかかわらずこれまで運転してきて、突然震度6弱の大地震に見舞われ、自動停止、津波襲来、非常用発電機用海水ポンプの被水と、地震時、福島第1と同じ経過をたどったこと。またたまたま津波が5.4mだったため海水ポンプの被水が1台ですんだこと。そして世界で初めてという主蒸気逃がし安全弁操作を手動で170回も行い、3日半後にやっと冷温停止できたという、この重大な事実は、「冷温停止になったから良かった」ではなく、軽水炉原発の持つ根本的構造的欠陥を明らかにしたものであり、東海第二原発も危機一髪だったということに大変危機感を覚えているのがわかります。

請願者は、この事実から、また、東海第2原発の立地環境から、仮に東海第2原発が過酷事故になった場合、その被害は、福島第1原発と比べてもはるかに大規模になること、新たな被曝者や被爆地を絶対つくってはならないとし、今後の運転は中止、そして廃炉にすることを求めています。これらは原発周辺に在住する住民の意見としてまさに理にかなった当然の事と言えます。

次に、本請願の審査付託を受けた原子力問題調査特別委員会におけるこの間の審査状況に触れます。この間13回の委員会が開かれ、本日の本会議へ報告となりましたが、日本で初めてのあってはならない過酷事故を経験してしまっ

たあとの原発立地自治体の原特としては、その調査に対する姿勢が、余りに無責任でした。それは、委員会における採決時の本請願を不採択とする各委員の意見でも明らかなように、原特の調査機関としての独自性を発揮する観点がなく、また、原発を立地する自治体の議会として周辺自治体への影響を考慮する観点がなく、委員個人の後援会の方々の意見であったり、委員自らが原子力事業に携わる立場からの意見であったり、国の方向性に従うべきであるなどにとどまっています。

何より、福島第1原発の過酷事故の惨状は、2年以上経った今も収束どころか、ますます困難を極め、解明に至っておらず、現時点では、福島第1原発の過酷事故の解明との関係で東海第2原発の安全性や再稼働の道理性など何ら明らかにされていません。

こうしたもとで委員会としては本来、今後、東海村議会原子力問題調査特別委員会として初めて行った住民の意見聴取の内容の分析や、委員会としてじかに過酷事故現場周辺の調査、東海第二原発の被害についてさらに詳細な聞き取りと現場入り、また、国レベルの専門家の意見聴取など行うべきですが、その独自性発揮を約半数の委員が拒み実現していません。

本請願審査に当たっては、原子力発祥の地東海村の議会だからこそ、住民の真剣な気持ちに寄り添い、徹底した調査にもとづく審査が行われるべきでした。

本報告は、委員会としての住民に恥じない調査にもとづく調査報告となっていないことから明確に反対します。同時に、母親や子どもの命への影響、原発を巡る雇用と経済への影響、新たな避難計画の策定等求める本請願は、住民の気持ちとしては余りに当然、十分納得いくものであり、採択すべきものと考えます。

以上述べまして、本報告に反対し、請願第24-1「東海第二原子力発電所の再稼働を認めず、廃炉を求める意見書提出を求める請願書」について、賛成の立場からの討論といたします。